

# NEWS RELEASE

各 位

平成 25 年 7 月 1 日

株 式 会 社 北 都 銀 行

## 「タイ・インドネシア商談会ミッション」の開催について

北都銀行は、秋田県・秋田県貿易促進協会と共に佐竹知事を団長に迎え、「タイ・インドネシア商談会ミッション」を下記の通り開催しますのでお知らせします。

安定した経済成長・著しい日系企業の進出を背景に、ASEAN 地域において、注目されている「タイ・バンコク」・「インドネシア・ジャカルタ」の両国で、商談会ミッションを開催します。

弊行の業務協力協定先であるカシコン銀行(タイ・バンコク)、バンクネガラインドネシア(インドネシア・ジャカルタ)の協力の下、現地経済事情を調査する経済ミッションの派遣および現地商談会を開催し、企業間の取引深耕を図るとともに、県内企業のグローバル化を支援いたします。

弊行では、今後ともお客様のニーズにお応えし、経営課題解決に向けた様々な情報の提供やお客様のサポートを行ってまいります。

記

【主 催】北都銀行・秋田県・秋田県貿易促進協会

【訪 問 地】タイ(バンコク及び近郊)、インドネシア(ジャカルタ及び近郊)

【日 程】平成 25 年 10 月 22 日(火)～10 月 30 日(水)

行程については、現在検討中であり変更となる場合があります。

【参 加 対 象】秋田県内の企業・団体(全業種対象)

【募 集 人 数】50 名(経済視察グループ 20 名、商談会グループ 15 名(社))

【お申込方法】別紙の参加申込書をファックスにてご送付ください。

【お申込先】株式会社 JTB 東北 法人営業秋田支店 営業一課

FAX:018-865-5189 TEL:018-862-6193

【締 切 日】平成 25 年 7 月 31 日(水)

以 上

# タイ・インドネシア商談会ミッションのご案内

株式会社 北都銀行  
頭取 斎藤 永吉

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、昨年に引き続き、北都銀行・秋田県・秋田県貿易促進協会の三者が「タイ・インドネシア商談会ミッション」を共催し、佐竹知事を団長に迎え“タイ・インドネシアへの経済・視察ミッションの派遣”及び“県内企業・タイ・インドネシア企業との現地商談会の開催”を企画致しましたので、ご紹介致します。

皆様におかれましては、この機会に是非とも視察ミッション、商談会への参加をご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 《募集要項》

- 経済交流ミッション主催：北都銀行・秋田県・秋田県貿易促進協会
- 訪問地：タイ（バンコク及び近郊）・インドネシア（ジャカルタ及び近郊）
- 日程：平成 25 年 10 月 22 日（火）～30 日（水）7 泊 9 日
- 参加対象：秋田県内の企業・団体（全業種対象）
- 募集人員：50 名（経済視察グループ 20 名・商談グループ 15 社）最少催行人員(20 名様)
- 添乗員：同行いたします。
- 利用航空会社：全日空（NH）、ガルーダインドネシア航空（GA）、タイ国際航空（TG）
- 利用ホテル：バンコク：ザ スコソン、ジャカルタ：ホテル プルマン ジャカルタ インドネシア
- 食事条件：日程表のとおり(朝食 7 回 昼食 7 回 夕食 7 回)
- 渡航手続：今回のご旅行には、2014 年 4 月 27 日まで有効なパスポートが必要です。
- ご旅行代金：313,000 円（お一人様）エコノミークラス航空運賃・燃油サーチャージ（お一人様）空港税（6,270 円 6/20 現在）・1 名 1 室利用宿泊代・食事代・インドネシア査証代など含む  
＊今後、航空会社の申請により燃油サーチャージの増減又は廃止があった場合も、旅行代金に変更はございません。
- 参加料：50,000 円（現地移動代・ガイド・通訳代・レセプション参加代など）
  - (注①)ご旅行代金・参加料は JTB 東北法人営業秋田支店へ直接お支払い頂きます。
  - (注②)ビジネスクラスは、追加代金 237,500 円にて承ります。
  - (注③)ホテルを 2 名 1 室ご希望の場合は、ご旅行代金より 50,000 円減額となります。
- 締切日：平成 25 年 7 月 31 日（水）
- 申込方法：本紙及び別紙旅行条件書をご確認・ご了承の上、参加申込書を JTB 東北法人営業秋田支店まで FAX または、E-mail にてお申し込みください。  
(参加申込み書は、1 名様につき 1 枚ご記入ください。)

ミッションの企画内容に関するお問い合わせ先	旅行に関するお問い合わせ先
北都銀行 地域振興部 アジア戦略グループ (担当：茂木、鈴木) TEL 018-837-1701 FAX 018-831-1193 Email : <a href="mailto:asia@hokutobank.co.jp">asia@hokutobank.co.jp</a> 秋田県産業労働部 商業貿易課 貿易・経済交流班 (担当：田中、富山) TEL 018-860-2218 一般社団法人 秋田県貿易促進協会 (担当：堺、佐々木) TEL 018-896-7366	株式会社 JTB 東北 法人営業秋田支店 営業一課 ☎ 010-0921 秋田市大町 3 丁目 2-5 TEL: 018-862-6193 FAX: 018-865-5189 Email: <a href="mailto:akita3@th.jtb.jp">akita3@th.jtb.jp</a> 担当：柏原、佐藤真美子

# 日 程 (タイ)

日付	時間	内容		宿泊先	食事
10/22(火)	12:20 13:25 17:50 22:30	秋田空港発 (NH876) 羽田着 (移動 羽田ー成田) 成田空港にて結団式 成田発 (NH915) バンコク着 専用車にてホテルへ		バンコク	昼 : × 夕 : 機内
10/23(水)	午前 午後 夕方	視察グループ (専用車) 工業団地視察 * 市場視察 バンコク秋田県人会交流会 *	商談グループ (専用車) 夕方までフリータイム 希望者のみ視察グループ 同行可 (別途費用) ・ 市場視察/地元スーパー マーケット等視察 (別途費用) バンコク秋田県人会交流会 *	バンコク	朝 : ホテル 昼 : ○ 夕 : ○
10/24 (木)	終日 午後 夕方	視察グループ (専用車) 工業団地視察 * (食関連含む) カシコン銀行訪問 * (市場ガイダンス等)	商談グループ (専用車) 工業団地視察 * (食関連含む) カシコン銀行訪問 * (市場ガイダンス等)	バンコク	朝 : ホテル 昼 : ○ 夕 : ○
10/25(金)	終日 夕方	視察グループ (専用車) 工業団地視察 * 秋田県セミナー * 秋田県レセプション *	商談グループ (専用車) 商談会 * 秋田県セミナー * 秋田県レセプション *	バンコク	朝 : ホテル 昼 : ○ 夕 : ○
10/26(土)	終日 夕刻 夜	伊勢丹タイランド秋田フェア視察 (専用車) 専用車にて空港へ バンコク発 (航空機) G A 又は T G ジャカルタ着 専用車にてホテルへ		ジャカルタ	朝 : ホテル 昼 : ○ 夕 : ○

# 日 程（インドネシア）

日付	時間	内容		宿泊先	食事
10/27(日)	午前	視察グループ（専用車）	商談グループ（専用車）	ジャカルタ	朝：ホテル 昼：○ 夕：○
	午後	ジャカルタ市内視察	ジャカルタ市内視察		
	夕方	港湾施設視察 *  夕食	商業施設視察 *  夕食		
10/28(月)	午前	視察グループ（専用車）	商談グループ（専用車）	ジャカルタ	朝：ホテル 昼：○ 夕：○
	午後	工業団地視察 * (食関連含む)	工業団地視察 * (食関連含む)		
	夕方	工業団地視察 *  企業交流会 *	現地企業と交流 *  企業交流会 *		
10/29 (火)	午前	バンクネガラインドネシア訪問（専用車） * (市場ガイダンス等)		機 内	朝：ホテル 昼：○ 夕：○
	午後	ジャカルタ市内視察			
	16:00	専用車にて空港へ			
	21:30	ホテル発 ジャカルタ発（NH938）			
10/30(水)	6:50	成田着			朝：機内
	10:40	羽田発（NH873）			
	11:45	秋田着			

\*経済交流ミッション主催団体の手配となります。

※現地の事情等により、訪問先やスケジュールに変更となる場合があります。

【利用航空会社】 NH：全日空 GA：ガルーダインドネシア航空 TG：タイ国際航空

【利用 ホテル】 バンコク：ザ スコソン

ジャカルタ：ホテル プルマン ジャカルタ インドネシア

## 《ミッションの内容とポイント》

### ➤ 徹底的なサポート

北都銀行、秋田県、秋田県貿易促進協会、のサポート並びに現地ガイド同行により、初めての方も安心して参加いただけます。

### ➤ タイ・インドネシア市場の視察

タイ・インドネシアの小売市場、投資環境、工業団地などの現地視察を行います。また、海外展開に関するレクチャーにより、最新情報を提供いたします。

### ➤ タイ・ビジネスマッチング（※商談会グループのみ）

タイのカシコン銀行が北都銀行の提携先であることから、現地からの直接サポートが継続して受けられます。

## 商談会についてのご案内(商談希望者のみ対象)

開催地：タイ・バンコク

開催日：10月25日（金）（ミッションの「商談グループ」として行動します）

商談場所：バンコク市内ホテル

参加対象：食品産業・自動車部品産業等 《全業種対象》

商談先：業務提携先のカシコン銀行の協力を得て選定いたします。

商談形式：対面方式による商談

費用：商談会会場費・通訳費用(商談における)は主催者が負担します。

商品サンプル等の事前輸送が必要な場合、送料等の費用は参加者負担となります。

商談会参加希望の企業様については、商談希望商品・製品や企業概要などを事前にお知らせいただきます。

※現地情勢等により商談が出来ない場合がありますので、ご了承ください。

## 《タイについて》

➤ 人口：6,951万人(2012年)

➤ 最大の都市：バンコクで人口687万人(2012年)

➤ 労働力：3,800万人

➤ 日系企業が集積：日系企業進出件数：1,371社(2012年)

➤ 在留日本人：49,983人(2012年)

➤ 日本・タイ EPA(経済連携協定)の締結：関税の撤廃、削減などによるビジネスチャンス拡大、また親日的

## 《インドネシアについて》

➤ 人口：23,764万人(2010年)

➤ 最大の都市：ジャカルタで人口約959万人(2010年)

➤ 労働力：11,653万人

➤ 日系企業が集積：日系企業進出件数：1,255社(2012年)

➤ 在留日本人：12,469人(2011年)

➤ 日本・インドネシア EPA(経済連携協定)の締結：両国間の貿易投資活性化、日系企業の進出急増、また親日的

# ご旅行条件書

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行

- (1) この旅行は、以下の各社のうちパンフレットに記載する旅行会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。  
○(株)J.T.東北法人営業秋田支店（秋田市大町3-2-5観光庁長官登録旅行業第1573号）
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

## 3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) 当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務について、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8) お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがございます。（以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。）この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社らは申込金を申し受けます。（ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。）ただし、「当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該申込金を全額払い戻します。
- (9) 本項(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

## 4. お申し込み条件

- (1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっているいらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置を要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者との同行などを条件とさせていただく場合があります。
- (4) 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせています。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。）ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第14項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## 7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第15項(1)の①のアの「取消料」、第15項(1)の②のアの「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。】を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用できるコース（パンフレットに明示します。）
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (6) 航空機による手荷物の運搬料金  
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によつて異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴ない一部含まれない場合もございます。）
- (7) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）  
但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- (8) 添乗員同行コースの同行費用  
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- (9) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ  
該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)から(9)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有料分。
- (2) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 運航手続係経費（旅券印紙代・査証料、予防接種料金・渡航手続代行料金）
- (4) ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツア（別途料金の小旅行）の料金
- (5) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。（前項(9)のコースの燃油サーチャージは除きます。）
- (6) 日本国内の空港施設使用料
- (7) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (8) 旅行日程中の空港税等（ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます。）

## 10. 追加代金と割引代金

(1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

①お1人部屋を使用される場合の追加代金。

②パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。

③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。

④パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。

⑤パンフレット等で当社が「C・F クラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。

⑥国内線特別代金プラン

⑦その他パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの(ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等)。

(2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割り引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。)

①パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。

②その他パンフレット等で「〇〇〇〇割引代金」と称するもの。

## 11. 旅券・査証について

(1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

(2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

## 12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4) 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として10,500円(消費税込)をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときには効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 15. 旅行契約の解除・払い戻し

### (1) 旅行開始前

#### ①お客様の解除権

ア. お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。

イ. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

ア. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

イ. 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

エ. 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となつたとき。

ウ. 当社は本項(1)の①のアにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の①のイにより、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」と以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。

オ. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を收受します。

カ. 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を收受します。

②当社の解除権

ア. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①のアに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

ア. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げおそれがあると認められたとき。

エ. お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ア. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27~5/6, 7/20~8/31, 12/20~1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

イ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不定のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがあると極めて大きいとき。

ウ. 天災地変、戦乱、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

エ. 上記ウの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」と以上の危険情報が発出されたとき。(ただし十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の①のエに掲ります。)

ウ. 当社は本項(1)の②のアにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しました。また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

### (2) 旅行開始後の解除

#### ①お客様の解除・払い戻し

ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ. 旅行開始後であっても、お客様の實に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

ウ. 本項(2)の①のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合は、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を基に計算して旅行代金を差し引いたものをお客様に払い戻します。

②当社の解除・払い戻し

ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると認められたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の実態が不可能となつたとき。

エ. 上記ウの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」と以上の危険情報が発出された旅行の場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

イ. 解除の効果及び払い戻し

本項(2)の②のアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。

この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ. 本項(2)の②のアのa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。  
エ. 当社が本項(2)の②のアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 16. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第13項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。  
(2) 本項(1)の規定は、第19項（当社の責任）又は第21項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。

## 17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 18. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。  
(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他の当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。  
(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。  
(4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

## 19. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。  
(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。  
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、外国への出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延、不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮  
(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

## 20. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（2500万円）・後遺障害補償金（2500万円を上限）・入院見舞金（4万円～40万円）及び通院見舞金（2万円～10万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。  
(2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。  
(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ワルトライト機等）搭乗、ジャイロプローラー搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。  
(4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、バスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。  
(5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。  
(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。  
(3) お客様は、旅行開始後ににおいて、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。  
(4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 22. オプショナルツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプショナルツアー」といいます。）の第20項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、パンフレット等で「企画者：当社」と明示します。  
(2) オプショナルツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第20項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います（但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。）。また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に掲ります。  
(3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します（但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

## 23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。  
①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）  
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ. 戦乱、ウ. 暴動、エ. 官公署の命令、オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置  
②第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。  
③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。  
(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。  
(3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%

⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4：④⑤⑥に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：④運送機関の会社名の変更、⑤宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7：④運送機関の会社名については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

## 24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）により「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として扱いいたします。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでの支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第15項(1)の①アの取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

## 25. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

## 26. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

## 27. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

## 28. 個人情報の取扱い

- (1) 当社らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社らは、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報をデータのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社らのグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いたいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社ジェイティービーのホームページをご参照ください。
- (2) 当社らは、当社らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社らのグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いたいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社ジェイティービーのホームページをご参照ください。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

## 29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

## 30. その他

- (1) お客様が個人的な案内・實物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宣をはかるため土産物店にご案内することがあります。お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がござりますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) ども代金は、旅行開始日当日を基準に満2才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。
- (5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発空港を出发（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。
- (6) 日本国内の空港等から、本項(5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (7) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
- (8) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社らは、お客様の交替の場合に準じて、第14項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第15項の当社所定の取消料をいただきます。

## お申し込み・お問い合わせ

**JTB東北 法人営業秋田支店**

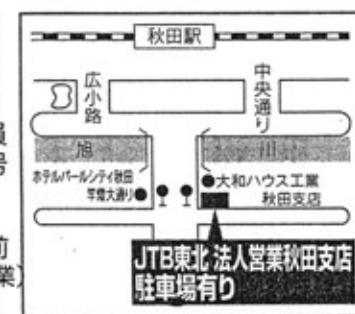
**TEL.018-862-6193**

[www.jtb.co.jp/shop/hojin-akita/](http://www.jtb.co.jp/shop/hojin-akita/)

FAX.018-865-5189

一般社団法人日本旅行業協会正会員  
観光庁長官登録旅行業第1573号

〒010-0921 秋田市大町3-2-5 2階 ○交通公社バス停前  
営業時間／9:30～17:30(土・日曜・祝日・振替祝日、12/30～1/3 休業)  
総合旅行業務取扱管理者:塚原 大介



# タイ・インドネシア商談会ミッション参加申込書

下記申込書に必要事項をご記入の上、お申込みください。

FAX の場合は個人情報保護の観点から番号の押し間違いにご注意いただき、送信後はお手数ですが着信確認をお願いいたします。

**FAX 018-865-5189**

JTB 担当：柏原・佐藤 TEL 018-862-6193 E-mail akita3@th.jtb.jp

下記の【個人情報のお取扱いについて】に同意のうえ、「タイ・インドネシア商談会ミッション」に参加申込みます。

## ご参加内容

(ご希望のグループへチェックをお願いします)

視察グループ

商談グループ

※尚、商談グループ参加希望者は、別途ご連絡いたします。

現地の事情により商談ができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

フリガナ お名前	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 年齢	昭和 年月日 平成 (西暦 19 年) 満 歳 (2013年10月)
フリガナ 貴社名	役職	業種	
フリガナ 勤務先 住 所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>		北都銀行 取引支店名 支店
ご担当者名	役職( )		
電 話	- -	FAX	- -
※ <sup>1</sup> e-mail			

フリガナ 現住所	電話 連絡 → <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可			
	携帯(注意) 連絡 → <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 海外対応 → <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可			
ご旅行中の 緊急連絡先	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> □現住所(上記)と同じ 氏名( ) 続柄( )			
一人部屋 ご希望	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ( 様と同室 ) <input type="checkbox"/> たばこ <input type="checkbox"/> 吸う <input type="checkbox"/> 吸わない			
航空券	<input type="checkbox"/> エコノミークラス希望 <input type="checkbox"/> ビジネスクラス希望			
旅 券 (パスポート) 2014年4月27日 以降まで有効な パスポートが必要	現在有効な 旅券をお持ち ですか。 持っている いない	旅券番号 <input type="text"/> <input type="checkbox"/> 5年旅券	発行日 <input type="text"/> <input type="checkbox"/> 10年旅券	年 月 日
		現在申請中→ 月 日受領予定		
※1…メールアドレスをお持ちの方は必ず記載ください。 ※パスポートコピー(顔写真のページ)も必ずご送付ください。				

※現地ホテルは全室禁煙の場合が多い為、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

※お申込みは FAX でも承りますが、個人情報保護の観点から FAX のご送信には十分ご注意ください。

※E メールで送信の際は、添付ファイルにパスワードを設定されることをおすすめいたします。

## 【個人情報のお取扱いについて】

ご記入いただいた個人情報につきましては、○当ミッション実施にあたって使用し、それ以外の目的には使用いたしません。○経済交流ミッション主催団体および旅行企画実施業者以外の第三者への提供は行いません。○主催・共催団体および旅行企画実施業者の規定により適切な安全管理処置を講じます。○パスポートコピーは航空会社への旅客情報(ローマ字名、パスポート番号、有効期限)登録を正確に行うため、また現地訪問時のセキュリティチェックのためにお預かりいたします。

○パスポートコピーは、手続終了後、JTB 東北法人営業秋田支店個人情報保護管理者の責任の下、シュレッダー又は溶解処理いたします。